

インターネット上で学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、 差別的な内容を含む書き込みを発見したときの対応

最近インターネット上において個人名や差別的な内容を含む書き込みが頻発しています。掲示板で学校ごとでスレッド（掲示板で書き込みの舞台となるページ）が立ち上げられ、不特定多数の者による書き込みがなされたりした事例、個人名について誹謗中傷など人権侵害につながるような表現も見受けられます。また、明らかな差別的な内容を含む書き込みが見られます。携帯電話でやり取りする掲示板での誹謗中傷から生活指導上の問題に発展した事例もありました。

これらの事例が発生した場合の対応は、基本的には差別事象発生時の対応や生活指導事例への対応と同様ですが、匿名による発信であり、不特定多数が見られるインターネット上の事例であるということに鑑み、発見された場合や、生徒、保護者等から申し出等があったときは、以下のような対応をお願いします。

詳しい手順については〔別紙〕対応手順図をご覧ください。

〔確認〕

- ・問題のある書き込みを発見したり連絡があった場合は、まず学校として問題の箇所（ページ）を確認し、その箇所を印刷・保存してください。
- ・人権教育推進委員会等で対応を協議し、生徒が関係している場合は聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、問題行動や人権侵害事象と同様の措置をはじめてください。

〔連絡〕

- ・書き込みの内容や、措置状況について教育委員会までお知らせください。

〔書き込みへの対応、相談等〕

- ・書き込みへの対応については、書き込みの内容や、被害にあった生徒の意向等でかなり変わります。
- ・被害にあった生徒が削除を望んでいる等、該当箇所の削除を要請する場合は、その掲示板にある削除要請手順に従って、その箇所と理由を明確にした上で、プロバイダ、サーバーの管理・運営者等に削除要請を行ってください。その際、名前を付記する必要はありません。それで要請できないときは、学校名等の公的な名称は避け、個人名で要請してください。
- ・個人に対する名誉毀損やプライバシーの侵害にあたる場合、被害者の申立てにより管理者に対して開示請求を行うという手段があります。その時は削除要請でなく、書き込み記録を保全してもらう必要があります。
- ・具体的な対応については、大阪法務局人権擁護部や、大阪府警察（大阪府警察本部ハイテク犯罪対策室または最寄りの警察署）でも相談を受け付けています。連絡先は下記の参考をご覧ください。

個人名を書き込まれたり、被害にあった生徒がいた場合には、当該生徒の精神的ケアには十分配慮願います。

また、すべての生徒に対して、問題事象についての注意を喚起し、学校としての姿勢を示す等指導するとともに、情報モラルについての適切な指導を行ってください。

なお、大阪府教育委員会では平成14年11月に「学校における人権教育推進のための事例集〔事例を教訓化し、学校の取組を前進させるために〕」を作成し、すべての府立学校及び市町村教育委員会に配布しています。その27ページ、「事例に学ぶ2 7.電子空間における差別事象」の項目で、事例と留意点について記述し、情報モラル指導資料についても言及していますので、あわせてご覧ください。

〔参考（大阪法務局人権擁護部、大阪府警察への相談の連絡方法）〕

○大阪法務局人権擁護部 電話番号 06-6942-9491（相談窓口直通）

○大阪府警察ホームページ（<http://www.police.pref.osaka.jp/>）

「トップページ」→「相談窓口」→「各種相談窓口」でハイテク犯罪対策室をクリックすると、インターネットトラブル相談と対処方法が表示される。対策室では、HP上で過去の相談事例を参照の上、原則、メールで相談を受け付けている。（Eメール：cyber_soudan@police.pref.osaka.jp）

※大阪府警察からは各学校に冊子「しのびよるサイバー犯罪」が配布されているので、そちらも参照のこと。

対 応 手 順 図

※携帯電話上の掲示板等への書き込みの時も対応手順は同様。(確認と削除要請も携帯電話から行うことになるが、パソコンからでもそのページを確認・削除要請することができる場合があります)



対応① 人権教育推進委員会等による聞き取り
 ・発見日時と場所 ・発見した方法
 (問題のページ名、どう操作すれば発見できるか等)

管理職・人権教育推進委員会・情報委員会等で対応協議

ポイント
 問題の箇所を再現する必要がある。
 聞き取り・確認作業は、校長が指示し、人推委や情報担当者等が協力して行うこと。

◎生徒が被害にあった場合は十分なケア
 ◎問題の書き込みが、生徒にどのくらい見られているかの調査等

対応② 学校で確認作業する場合は、
 ・校長室の学校情報ネットワークのパソコンを使用して確認

- ①インターネットにアクセスし、聞き取りした方法で問題箇所を特定。
- ②特定後、入口ページから問題箇所のページまですべて印刷して保存。
 (携帯電話の場合はページを登録)

問題箇所を確認できない時
 (「現在ブロック中です」とメッセージが出た時 ※)

※別紙画面

○教育センター(06-6692-1882) 専門教育室に、電話及びFAX(06-6692-1898)で、閲覧制限(ブロック)の解除を依頼する。

※FAXに書く内容：
 ・学校名と校長名
 ・「本校にかかわる問題のある書き込みの確認のため」等と理由を記述する
 ・確認したいホームページ名(タイトル)とURL(“http://…”)を書く

○解除されたら問題箇所を確認・特定する。他にも問題箇所がないか確認し、入り口ページから問題箇所に至る途中のページを含め、すべて印刷保存。

○作業終了後、必ずすぐに専門教育室にブロックを再びかけるよう電話連絡する。
 ※生徒が学情を使用している時間帯は避けること。詳しくは※別紙留意点を参照。

対応③ 書き込みに対する当面の対応
 ・連絡(校長から教育委員会へ)
 ・相談(教育委員会・法務局・警察署等)
 ・場合によってプロバイダに削除要請
 (掲示板であれば削除要請できる画面がある、ホームページであればEメール等で要請、携帯電話上の書き込みも同様)

◎問題の書き込みの内容によって、調査、分析及び適切な指導を開始

- ・特定の生徒への中傷か、学校への中傷か
- ・書き込んだ者は特定できるか
- ・書き込みに関連する問題事象や問題行動が発生していないか、する可能性があるか
- ・書き込みを生徒が知っているか、どのくらい生徒に話題が広がっているか

↓

◇被害にあった生徒がいれば状況に配慮しつつ、関係生徒の個別指導および全体指導
 ◇生徒全体に学校としての受け止め・姿勢を明確に示す(差別や中傷は許さない)
 ◇事象に対する正しい受け止めや情報モラルについての学習等を行う

※参照 〔制限画面〕

学校情報ネットワークのパソコンで、インターネットで閲覧制限（ブロック）のかかっているサイト（ページ）に接続しようとしたときに表示される画面（H17.9 現在）

現在ブロック中です。

〔学校情報ネットワークパソコンで確認する際の留意点〕

※制限解除の作業は、教育センター専門教育室のサーバーに対して行うため、以下の点に注意すること。

- ・ 専門教育室サーバーからは学校のサーバーしか識別できない（校内のパソコンを特定できない）ので、要請を受けて特定のページに対するブロックを解除すると、学校単位で解除することになる。従って問題書き込みを確認するのは（生徒が出入りしない）校長室に限定し、情報の授業や図書室解放時間等で、生徒が学校情報ネットワークのパソコンを使用している時間帯は避けること。
- ・ ブロックの解除要請を行って問題書き込みの確認をした場合は、作業終了後速やかに専門教育室にブロックを再び掛けるよう連絡すること。
- ・ 専門教育室サーバーでは複数台のコンピュータで接続を分散して管理しているので、解除作業、再制限作業にそれぞれ1時間程度かかる。専門教育室常駐のエンジニアの契約の関係で、学校での確認作業は16：45までに終了するようにすること。

※ブロックについて。

検索のキーワードを参照して接続をブロックしているので、すべての掲示板がブロックされているわけではない。またブロックされている接続がすべて問題があるサイトとは限らない。

直接 URL (“http://……”) を入力して接続しようとした場合や、検索エンジンを使った場合等結果が異なる。また、事務室にある府庁ネットワーク接続パソコンも閲覧制限しているが、結果は同じになるとは限らない。